

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年12月9日

京都市長 門川 大作

※ 本件入札については、入札参加資格確認申請後の入札辞退は認められませんので、十分に留意のうえ、申請等を行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア (単価契約) 電力の供給 (京都市立京都御池中学校・複合施設)
- イ (単価契約) 電力の供給 (京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所)
- ウ (単価契約) 電力の供給 (京都市青少年科学センター)
- エ (単価契約) 電力の供給 (元離宮二条城)
- オ (単価契約) 電力の供給 (小栗栖排水機場ほか6 機場)
- カ (単価契約) 電力の供給 (市税事務所 (ビル葆光))
- キ (単価契約) 電力の供給 (京都市野外活動施設花背山の家)
- ク (単価契約) 電力の供給 (洛南排水機場)
- ケ (単価契約) 電力の供給 (京都市総合教育センター)
- コ (単価契約) 電力の供給 (西部圧縮梱包施設)
- サ (単価契約) 電力の供給 (京都市子育て支援総合センターこどもみらい館)
- シ (単価契約) 電力の供給 (京都市教育相談総合センター)
- ス (単価契約) 電力の供給 (水垂排水処理施設)
- セ (単価契約) 電力の供給 (淀排水機場)
- ソ (単価契約) 電力の供給 (水垂排水機場)
- タ (単価契約) 電力の供給 (京都まなびの街生き方探究館)
- チ (単価契約) 電力の供給 (京都市伏見中央図書館)
- ツ (単価契約) 電力の供給 (学校歴史博物館)

(2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

入札説明書、仕様書及び「電力入札に関するよくある質問」（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 契約（供給）期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

（令和5年4月計量日から令和6年4月計量日の前日まで）

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者（以下「小売電気事業者」という。）。

エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

オ 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

カ 令和4年12月15日（木）午後5時までに、本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、事前確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原

料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)を利用して得ることができるエネルギーをいう。) 比率100%電気(京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む)の料金メニューで契約する者(以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。)

キ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格(以下「事後確認資格」という。)

ア 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付

入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書については、公告の日から令和4年12月27日(火)まで、下記(1)のウェブページに掲載するとともに、下記(2)の場所においても、無償で交付する。ただし、下記(2)の場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。)とする。

(1) 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

(2) 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

4 入札方法等

(1) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

- ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）
- イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）
- ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）
- (2) インターネット利用者は、5(1)イにより入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（令和4年12月27日（火）午後5時までに、3(2)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。）は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。
- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (4) 入札は1(1)に掲げる調達件名ごとに行う。
- (5) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。なお、1(1)オの案件について

は、同一案件内における各施設の単価を同一の単価に設定すること。

なお、入札に当たっては、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

- (6) 落札の決定は、上記(5)による単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとする。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、含めないものとする。

- (7) 落札決定に当たっては、入力又は記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約(供給)期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記載すること。

- (8) 本契約は単価契約とし、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

- (9) 入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあつては名称)の公表は行わない。

- (10) 予定価格は、下表のとおりとする。

なお、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

件名	契約番号	予定価格(円)
(単価契約) 電力の供給(京都市立京都御池中学校・複合施設)	200481	25,466,053
(単価契約) 電力の供給(京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所)	200252	23,239,444
(単価契約) 電力の供給(京都市青少年科学センター)	200492	22,257,894
(単価契約) 電力の供給(元離宮二条城)	200347	20,557,385

(単価契約) 電力の供給 (小栗栖排水機場ほか6 機場)	200338	18,524,615
(単価契約) 電力の供給 (市税事務所 (ビル葆光))	200249	17,129,041
(単価契約) 電力の供給 (京都市野外活動施設花背山の家)	200361	14,508,765
(単価契約) 電力の供給 (洛南排水機場)	200333	14,108,919
(単価契約) 電力の供給 (京都市総合教育センター)	200506	11,674,160
(単価契約) 電力の供給 (西部圧縮梱包施設)	200238	11,649,330
(単価契約) 電力の供給 (京都市子育て支援総合センターこどもみらい館)	200500	11,359,379
(単価契約) 電力の供給 (京都市教育相談総合センター)	200508	11,074,603
(単価契約) 電力の供給 (水垂排水処理施設)	200352	6,900,633
(単価契約) 電力の供給 (淀排水機場)	200336	6,861,240
(単価契約) 電力の供給 (水垂排水機場)	200278	6,009,630
(単価契約) 電力の供給 (京都まなびの街生き方探究館)	200351	4,999,301
(単価契約) 電力の供給 (京都市伏見中央図書館)	200341	4,843,340
(単価契約) 電力の供給 (学校歴史博物館)	200515	4,579,661

5 事前確認資格の確認の手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

(イ) 提出書類

2(1)エからカに掲げる条件に係る証明書類等

※ 2(1)オについては、指定様式により証明書を作成し、提出すること。

カの再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料（指定様式「特定電源割当の予定について」）を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、本市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者	申請書については、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、送信すること。5(1)ア(イ)に掲げる書類については、3(2)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

端末機利用者及び郵便利用者	3(2)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
---------------	-----------------------------	---

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう令和5年1月6日(金)までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和5年1月6日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(2)の場所へ持参し提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)。市長は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和5年1月11日(水)午後5時	令和5年1月13日(金)

6 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

- (1) 入札説明書等に対して3(1)のウェブページに掲載している「電力入札に関するよくある質問」以外の質問をしようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を6(2)の表の提出期限までに、3(2)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。
- (2) 市長は、6(1)による質問を受けたときは、次の表の回答期日までに質問に対する回答書を、3(1)のウェブページに掲載するとともに、3(2)の場所において閲覧できるようにする。

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

提出期限	回答期日
令和4年12月15日（木）午後5時	令和4年12月21日（水）

7 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から午後5時まで）
端末機利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

なお、3(2)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手続きをすること。

(2) 書留郵便による入札期間

令和5年1月18日（水）午後5時までに、3(2)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

令和5年1月19日（木）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認めた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を7(2)の期間までに、書留郵便により3(2)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を行う。

なお、本件入札においては、上記5（1）の手続により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格が認められた者は、必ず有効な入札を行わなければならない（入札参加辞退若しくは予定価格の範囲外での無効な入札を行った場合又は最低価格入札者であった者が落札に至らなかった場合は、入札参加停止等の措置を行うことがある。）。

8 事後確認資格の確認

(1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

(2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

9 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとな

ったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

10 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和5年1月19日（木）とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後3時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

12 入札の無効

(1) 規則第6条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

13 予算不成立の場合の無効

契約日は、令和5年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、京都市の都合により、本件調達に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があります、これらの場合においては、落札者と契約を締結しないこと又は契約締結前後において予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、落札者において損害が発生した場合であっても、落札者は、京都市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

14 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。
- (6) 詳細は、入札説明書等による。
- (7) 本公告に関する問合せ先 3(2)の交付場所に同じ。

(行財政局管財契約部契約課)

入札説明書

((単価契約) 電力の供給 (京都市立京都御池中学校・複合施設) 他 17件)

京都市行財政局管財契約部契約課

一般競争入札の実施（令和4年12月9日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※ 本件入札については、入札参加資格確認申請後の入札辞退は認められませんので、十分に留意のうえ、申請等を行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア （単価契約）電力の供給（京都市立京都御池中学校・複合施設）
- イ （単価契約）電力の供給（京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所）
- ウ （単価契約）電力の供給（京都市青少年科学センター）
- エ （単価契約）電力の供給（元離宮二条城）
- オ （単価契約）電力の供給（小栗栖排水機場ほか6 機場）
- カ （単価契約）電力の供給（市税事務所（ビル葆光））
- キ （単価契約）電力の供給（京都市野外活動施設花背山の家）
- ク （単価契約）電力の供給（洛南排水機場）
- ケ （単価契約）電力の供給（京都市総合教育センター）
- コ （単価契約）電力の供給（西部圧縮梱包施設）
- サ （単価契約）電力の供給（京都市子育て支援総合センターこどもみらい館）
- シ （単価契約）電力の供給（京都市教育相談総合センター）
- ス （単価契約）電力の供給（水垂排水処理施設）
- セ （単価契約）電力の供給（淀排水機場）
- ソ （単価契約）電力の供給（水垂排水機場）
- タ （単価契約）電力の供給（京都まなびの街生き方探究館）
- チ （単価契約）電力の供給（京都市伏見中央図書館）
- ツ （単価契約）電力の供給（学校歴史博物館）

(2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

仕様書及び「電力入札に関するよくある質問」のとおり

(3) 契約（供給）期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

（令和5年4月計量日から令和6年4月計量日の前日まで）

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者（以下「小売電気事業者」という。）。

エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

オ 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

カ 令和4年12月15日（木）午後5時までに、本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、事前確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気（京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー

電気としての価値が付与された電気を含む)の料金メニューで契約する者(以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。)

キ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格(以下「事後確認資格」という。)

ア 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書等に対して3(1)のウェブページに掲載している「電力入札に関するよくある質問」以外の質問をしようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者(以下「受任者」という。))がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載、押印した書面を3(2)の表の提出期限までに、下記の場所へ持参し提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

(2) 市長は、3(1)による質問を受けたときは、下記アの表の回答期日までに質問に対する回答書を、下記イのウェブページに掲載するとともに、3(1)の場所において閲覧できるようにする。

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

ア 提出期限及び回答期日

提出期限	回答期日
令和4年12月15日(木)午後5時	令和4年12月21日(水)

イ 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

4 入札方法等

- (1) 入札は、1 (1)に掲げる調達件名ごとに行う。
- (2) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）

- (3) インターネット利用者は、5(1)により入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（令和4年12月27日（火）午後5時までに、3(1)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。）は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。また、5(1)イに定める期限

までに京都市電子入札システムに入札参加資格申請書を送信した者は、入札手続においてシステムの障害等が発生した場合は、直ちに3(1)の連絡先へ連絡すること。

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (5) 郵便利用者は、5(2)の通知に際し送付する入札書を使用し、1(1)に掲げる調達件名ごとに郵送すること。また、入札書を封入する封筒は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「1月19日開札（1(1)アからツのいずれかの調達件名）の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載し、外封筒には「1月19日開札（1(1)アからツのいずれかの調達件名）の入札書在中」と記載したうえ封印すること。
- (6) この調達契約に係る契約は、単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

落札者と締結する契約単価には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。また、1(1)オの案件については、同一案件内における各施設の単価を同一の単価に設定すること。

なお、入札に当たっては、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

- (7) 落札の決定は、1(1)に掲げる調達件名ごとに、上記(6)による単価に基づき「積算内訳書」を用いて算定された、契約期間に係る「電気料金の総額」の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、燃料費調整単価及び市場価格調整単価については、令和4年10月分の単価を1年間通して使用すること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、この電気料金の総額に含めないものとする。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

- (8) 落札決定に当たっては、入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。)を入力又は記載すること。

- (9) 本件は単価契約とし、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。
- (10) 落札者は、落札決定後、積算において使用した「積算内訳書」を速やかに3(1)の場所に提出し、確認を受けたうえで、落札決定日から5日以内(休日を除く。)に契約書(案)を3(1)の場所に提出するものとする。
- (11) 入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあつては名称)の公表は行わない。
- (12) 予定価格は、下表のとおりとする。

なお、予定価格には、消費税等相当額を含まない。

件名	契約番号	予定価格(円)
(単価契約)電力の供給(京都市立京都御池中学校・複合施設)	200481	25,466,053
(単価契約)電力の供給(京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所)	200252	23,239,444
(単価契約)電力の供給(京都市青少年科学センター)	200492	22,257,894
(単価契約)電力の供給(元離宮二条城)	200347	20,557,385
(単価契約)電力の供給(小栗栖排水機場ほか6機場)	200338	18,524,615
(単価契約)電力の供給(市税事務所(ビル葆光))	200249	17,129,041
(単価契約)電力の供給(京都市野外活動施設花背山の家)	200361	14,508,765

(単価契約) 電力の供給 (洛南排水機場)	200333	14,108,919
(単価契約) 電力の供給 (京都市総合教育センター)	200506	11,674,160
(単価契約) 電力の供給 (西部圧縮梱包施設)	200238	11,649,330
(単価契約) 電力の供給 (京都市子育て支援総合センターこどもみらい館)	200500	11,359,379
(単価契約) 電力の供給 (京都市教育相談総合センター)	200508	11,074,603
(単価契約) 電力の供給 (水垂排水処理施設)	200352	6,900,633
(単価契約) 電力の供給 (淀排水機場)	200336	6,861,240
(単価契約) 電力の供給 (水垂排水機場)	200278	6,009,630
(単価契約) 電力の供給 (京都まなびの街生き方探究館)	200351	4,999,301
(単価契約) 電力の供給 (京都市伏見中央図書館)	200341	4,843,340
(単価契約) 電力の供給 (学校歴史博物館)	200515	4,579,661

5 事前確認資格の確認の手続

(1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

(イ) 提出書類

2(1)エ～カに掲げる条件を満たすことを証明する書類

(A) 2(1)エに掲げる資格を有することを証明する書類

該当することを証する電力供給誓約書（指定様式）

(B) 2(1)オに掲げる資格を有することを証明する書類

該当することを証する電力供給約款に関する証明書（指定様式）

(C) 2(1)カに掲げる資格を有することを証明する書類

「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料（指定様式「特定電源割当の予定について」）を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、本市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者	申請書については、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、送信すること。5(1)ア(イ)に掲げる書類については、3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（但し、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

端末機利用者及び郵便利用者	3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(但し、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
---------------	-----------------------------	--

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう令和5年1月6日(金)までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和5年1月6日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(1)の場所へ持参し提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)。市長は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和5年1月11日(水)午後5時	令和5年1月13日(金)

6 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から午後5時まで）
端末機利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

なお、3(1)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手続をすること。

(2) 書留郵便による入札期間

令和5年1月18日（水）午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

令和5年1月19日（木）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認められた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を6(2)の期間までに、書留郵便により3(1)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合、入札無断欠席として入札参加停止等の措置を行う。

なお、本件入札においては、上記5(1)の手続により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格が認められた者は、必ず有効な入札を行わなければならない（入札参加辞退若しくは予定価格の範囲外での無効な入札を行った場合又は最低価格入札者であった者が落札に至らなかった場合は、入札参加停止等の措置を行うことがある。）。

7 事後確認資格の確認

- (1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

8 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時まで、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

9 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和5年1月19日（木）とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 落札決定の通知等

- (1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後3時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

(1) 規則第6条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落

札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

12 入札保証金及び契約保証金 免除

13 契約書の作成

契約書は、本市がこの入札説明書と共に提示する契約書案に基づいて、原本2通を作成し、本市及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有することとする。

14 入札及び契約に関する問合せ先 3(1)に同じ。

15 予算不成立の場合の無効

契約日は、令和5年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、京都市の都合により、本件調達に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があります、これらの場合においては、落札者と契約を締結しないこと又は契約締結前後において予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、落札者において損害が発生した場合であっても、落札者は、京都市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) この公告に係る入札、契約等に関する条件は、この入札説明書のほか、仕様書、「電力入札に関するよくある質問」及び契約書案の定めるところによることとする。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和4年12月9日付けで入札公告のありました下記の件に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名 (申請する件名の□欄を■にしてください。)

- (単価契約) 電力の供給 (京都市立京都御池中学校・複合施設)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市青少年科学センター)
- (単価契約) 電力の供給 (元離宮二条城)
- (単価契約) 電力の供給 (小栗栖排水機場ほか6 機場)
- (単価契約) 電力の供給 (市税事務所 (ビル葆光))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市野外活動施設花背山の家)
- (単価契約) 電力の供給 (洛南排水機場)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市総合教育センター)
- (単価契約) 電力の供給 (西部圧縮梱包施設)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市子育て支援総合センターこどもみらい館)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市教育相談総合センター)
- (単価契約) 電力の供給 (水垂排水処理施設)
- (単価契約) 電力の供給 (淀排水機場)
- (単価契約) 電力の供給 (水垂排水機場)
- (単価契約) 電力の供給 (京都まなびの街生き方探究館)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市伏見中央図書館)
- (単価契約) 電力の供給 (学校歴史博物館)

2 履行場所 仕様書のとおり

3 添付書類

4 連絡先 所属

氏名

電話 ()

※返信用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を貼付した封筒を申請書ごとに併せて提出してください。

(指定様式)

令和 年 月 日

電力供給誓約書

(宛先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和4年12月9日付けで入札公告のありました

「 」

の入札参加資格について、適正な電力の供給に務めることを誓約します。

なお、電力の供給体制にあつては、下記のとおりであり供給可能であることを申し添えます。

供給体制

(1) 供給可能電力量 (概算)

kWh (年)

(2) 供給可能電力量内訳

	電力量 (年間)	発電方法・調達先等
自社発電	kWh	
	kWh	
	kWh	
他社からの買付	kWh	
	kWh	
	kWh	
その他	kWh	
合計	kWh	

(3) (1)のうち、当該入札案件以外の供給に要する電力量

kWh (年)

(指定様式)

令和 年 月 日

電力供給約款に関する証明書

(宛先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和4年12月9日付けで入札公告のありました

「 」

の入札参加資格について、下記の条件を満たしていることを誓約します。

記

入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

(添付書類) ※電力の供給約款を定めている場合のみ添付してください。

- ・ 電力の供給約款

京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約を推進するため、本市が行う電力調達契約の締結に際し、必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に定める小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで、電力の調達契約を実施することをいう。

(対象組織)

第3条 本方針は、本市の全ての所属及び本市が設立した地方独立行政法人が電力を調達する際に適用する。

(適用除外)

第4条 本方針は、再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気を調達する場合には適用しない。

2 再生可能エネルギー比率100%電気とは、京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気が100%であるものをいう。

(環境評価項目)

第5条 本方針における環境評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
- (2) 電気供給状況
 - ① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
 - ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評

価項目を、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)に記載し、環境政策局地球温暖化対策室に提出するものとする。

- 2 環境政策局地球温暖化対策室の電力調達契約を担当する課長(以下「課長」という。)は、小売電気事業者から提出された「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長へ通知するものとする。

- 2 課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者及びその評価点をホームページ等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、課長からの通知又はホームページ等により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定結果の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条により方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(外郭団体及び公の施設の指定管理者における取扱い)

第11条 本市の外郭団体及び公の施設の指定管理者に対しては、本方針に準じた取扱いに努めるよう求めることとする。

(事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理等は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

附則

- この方針は、平成20年11月28日から施行する。
- この方針は、平成21年11月24日から施行する。
- この方針は、平成22年11月18日から施行する。
- この方針は、平成23年11月17日から施行する。
- この方針は、平成24年11月19日から施行する。
- この方針は、平成25年11月19日から施行する。
- この方針は、平成26年11月11日から施行する。

この方針は、平成27年10月16日から施行する。

この方針は、平成28年8月3日から施行する。

この方針は、平成29年11月15日から施行する。

この方針は、平成30年11月14日から施行する。

この方針は、令和元年11月8日から施行する。

この方針は、令和2年11月27日から施行する。

この方針は、令和3年10月19日から施行する。

この方針は、令和4年11月15日から施行する。

京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ下表の環境評価項目の得点の合計が70点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎排出係数) (kg-CO ₂ /kWh) (※2)	0.250 未満	70
	0.250 以上 0.300 未満	65
	0.300 以上 0.350 未満	60
	0.350 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上	0
(2) 未利用エネルギーの活用状況 (※3)	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0.1%以上 0.675%未満	5
	0.1%未満	0
(3) 再生可能エネルギーの導入状況 (※4)	12.5%以上	30
	10.0%以上 12.5%未満	25
	7.5%以上 10.0%未満	20
	5.0%以上 7.5%未満	15
	2.5%以上 5.0%未満	10
	0.0% 超 2.5%未満	5
	導入していない	0
(4) 需要家への省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組 (※5)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、「電力の小売営業に関する指針（経済産業省、最新版を参照）」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したとみなす。

※2 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が環境省の HP (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>) において、令和4年度提出用として公表している数値を用いることとする。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、上記 HP において基礎排出係数が公表されていない者は、当該小売電気事業者がその環境報告書で公表したもので、最新の数値を用いることとする（令和2年度以降の供給実績に基づく数値であることとする）。

※3(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいい、二酸化炭素排出係数の算定と同じ年度の実績により評価することとする。

①未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を、②供給電力量（需要端）(kWh)

で除した数値

(算出方式) 未利用エネルギーの活用状況 (%) = ①÷②×100

※3(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

※3(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4(1) 再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※4(2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑥に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を、⑦に示した供給電力量（kWh）で除した数値（割合）をいい、二酸化炭素排出係数の算定と同じ年度の実績により評価することとする。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端、kWh）

② 他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端、kWh）

③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）

④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）

⑦ 供給電力量（需要端）（kWh）

(算出方式) 再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤+⑥) ÷⑦×100

※5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、需要家の省エネルギー促進の

観点から次に掲げる取組をいう。

- ① 電力デマンド監視による使用電力量の表示（一例として、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと）
- ② 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（一例として、リアルタイムの情報提供、供給側からの電力の使用抑制に協力した需要家への優遇措置の導入）

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式（第6条関係）

京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称			
代表者職・氏名			
所在地			
問い合わせ先（部署）			
担当者名		電話番号	— —
電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録番号			

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	開示予定時期	提出資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）		開示方法が確認できる資料

2 電気供給状況

環境評価項目	数値等	得点	提出資料
(1) 令和 年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
(2) 令和 年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる資料
(3) 令和 年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる資料
(4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組状況が確認できる資料

合計得点	点
------	---

京都市環境政策局地球温暖化対策室 あて

上記報告内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

代表者職・氏名

電力入札に関するよくある質問（一般競争入札・参加希望型指名競争入札共通）

質問1 契約種別（業務用又は産業用）を教えてください。

回答1 仕様書に記載がありますので確認してください。なお、契約種別として、「AS-TOU」など、関西電力株式会社との契約当時の料金メニューを記載している施設が有りますが、仕様書に記載の料金メニューに従って入札金額の積算を行ってください。

質問2 入札金額算定時、力率は全て100%にて積算してよろしいでしょうか。

回答2 入札金額算定時は、仕様書に記載の予定平均力率を用いて積算してください。

質問3 学校外施設の各単価は施設ごとに異なる単価設定も可能でしょうか。

回答3 施設ごとに異なる単価設定は可能ですが、ひと契約の中に複数施設のある案件は複数施設について同じ単価設定をしてください。

質問4 代金支払いについて、弊社は30日以内のお支払いをお願いしております。御了承頂けますか。

回答4 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとなります。

質問5 検針後の検針結果（検針票）は、WEBでの発行となりますがよろしいでしょうか。

回答5 構いません。ただし、WEBでの発行に必要な事務手続きについては、すべて各担当課の所属長名の記名・押印で対応することを了承してください。なお、個別の仕様書において、契約電力、最大使用電力、使用電力量等のデータの提出について指示のある場合は、その内容に従ってください。

質問6 WEB請求書（メール）での請求は可能でしょうか。

回答6 不可です。なお、請求書の提出を受けて、本市から代金の支払いを行うためには、事業者の発行する「お客様番号」が必要ですので、令和5年3月31日までに各担当課へ必ず通知してください。

質問7 弊社では請求書に記載されるのは基本料金単価と金額、契約電力、電力量料金単価と金額、力率となり、力率の割引額等は記載されませんがよろしいでしょうか。

回答7 構いません。

質問8 一般送配電事業者が値上げを行った場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答8 契約締結後の単価の見直しは行いません。

質問9 「地球温暖化対策のための税」の増額があった場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答9 質問8の場合と同様、契約締結後の単価の見直しは行いません。

質問10 燃料費調整単価、卸市場価格調整単価、力率の取扱いは地域の一般送配電事業者と同様のものとさせていただいてよろしいでしょうか。

回答10 御認識のとおりです。

ただし、入札時に積算に用いた算出式を契約期間適用するものとします。

質問11 契約書締結時に弊社の電力需給約款を参照するような文言を契約書に追加したいのですが可能でしょうか。

回答11 契約書に落札者の電力需給約款を参照する文言の追加には応じられません。

電力供給に係る仕様書

(淀排水機場)

京都市建設局土木管理部河川整備課
(担当：田中、戸田 電話：075-222-3591)

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、淀排水機場に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、淀排水機場をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市建設局土木管理部河川整備課に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市建設局土木管理部河川整備課担当課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 対象建物 | <u>別添資料-1</u> のとおり |
| (2) 需要場所 | <u>別添資料-1</u> のとおり |
| (3) 業種及び用途 | <u>排水機場</u> （高圧電力 BS、高圧予備電力 BS） |
| (4) 電気主任技術者 | <u>別添資料-1</u> のとおり |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備契約受電設備等

ア 電気方式	<u>別添資料－１のとおり</u>
イ 標準電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
ウ 計量電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
エ 標準周波数	<u>別添資料－１のとおり</u>
オ 受電方式	<u>別添資料－１のとおり</u>
カ 設備容量	<u>別添資料－１のとおり</u>
キ 蓄熱設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
(ア) 蓄熱設備容量	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 常用発電設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>別添資料－１のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力（常時電力） 別添資料－１のとおり

その1月の30分最大需要電力と前11月の30分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその1月の契約電力とする。

(イ) 契約電力（予備電力） 別添資料－１のとおり

□ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

■ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 別添資料－１のとおり

（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用量見込み）

（令和5年4月計量日から令和6年4月計量日の前日までの使用量見込み）

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績（最大需要電力、使用電力量） 別添資料－２のとおり

(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 （なし）

(3) 契約期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

（令和5年4月計量日から令和6年4月計量日の前日まで）

(4) 需給地点 別添資料－１のとおり

■ 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点（引き込み）

□ 需要場所周辺の託送者高圧区分開閉器負荷側接続点（出迎え）

- 需要場所における本市受電室内の託送者による地中引込線立上り接続点(地中化)
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金(以下「電気料金」という。)の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (9) 料金制度
ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。
ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増(燃料費調整単価)を行うことができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者(関西電力株式会社)の燃料費調整単価を超えない範囲で設定するものとする。
エ 供給者は、卸電力市場価格を反映した卸市場価格調整単価に基づき算定した金額(市場価格調整額)を加算・減算することができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者(関西電力株式会社)の卸市場価格調整単価を超えない範囲で設定するものとする。
オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
- (10) 平均力率
ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)
イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。
平均力率 = 有効電力量 / $\sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は 100%とし、入札金額はこの予定平均力率を用いて算定するものとする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督者と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督者の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。)の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年 1 回、休業日の 9 時頃から 17 時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。(託送者区分開閉器の開閉を伴う作業)

単価契約依頼明細書

令和 5年度

契約番号 200336

税区分

課税

税率

10.00%

No. 1	物品番号 16204005001	金額				¥6,861,240.0000
品名 規格	電力供給 特記なし					
数量	1.00	単位	式	単価	¥6,861,240.00	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	